

各 団体の長 殿

新潟労働局労働基準部長

陸運事業者が行う荷役作業の安全確保について（要請）

平素は、労働行政の推進にご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、陸運事業における労働災害は、交通事故などは全体の約7%であるのに対して荷役作業時の労働災害が最も多く約70%を占めています。また、そのうちの約70%が荷主先等の事業場にて発生していることから、陸運事業における労働災害の減少を図る上で、荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」といいます。）の協力が欠かせない状況となっています。

労働災害の発生原因等からみますと、

- ① フォークリフトなど荷主等の不慣れな設備を操作したことによるもの
- ② 荷主等の不慣れな作業場所の状態によるもの（段差・高所作業・照明等）
- ③ 荷主等の事業場の労働者との共同作業によるもの

などの問題点がうかがわれる状況となっています。

これらの安全対策を講じるためには、荷主先等の事業場の協力が求められるところです。

つきましては、年末・年始の繁忙期を迎えることから、冬季における労働災害防止と併せて下記事項について会員事業場への周知していただきたくお願い申し上げます。

記

1 自社以外の者にフォークリフト等を使用させる場合の留意事項

自社以外の者にフォークリフト等を使用させる場合には、以下の点に留意されるようお願いいたします。

- ① 運転技能講習修了証を携帯していることを確認すること。最大荷重1トン未満のフォークリフトの場合は、特別教育を受けていることを確認すること。
- ② フォークリフトを貸与する場合、定期自主検査を実施し、安全性を確認したものを貸与すること。
- ③ 作業者が必要な資格等を持っていない場合、その資格等をもっている自社の作業者

に使用させること。

2 作業場所のリスク低減対策

作業場所の床面や高所作業の墜落防止、照明などに配慮した荷役作業等のリスク低減対策（安全対策）を講じるようお願いします。

3 荷役作業の役割分担の明確化と円滑な連絡調整

自社の労働者と自社以外の労働者が共同して作業する場合、陸運事業者とあらかじめ協議の上、荷役作業の役割分担の明確化を図り、円滑な連絡調整に基づき安全な作業が確保されるようお願い致します。

4 具体的な安全対策

次のリーフレットを参考に対策を講じていただくようお願い致します。

○「自社構内での荷役作業の安全確保にご協力ください」

厚生労働省ホームページ：「分野別の政策（雇用・労働）」－「労働基準」－「リーフレット等一覧」－「安全衛生関係」参照

